

取扱区分：公開

令和6年第5回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和6年5月24日（金）

〔場 所〕 市役所西棟3・4会議室

令和6年第5回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和6年第5回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和6年5月24日（金） 午後2時00分

2 閉会日時 令和6年5月24日（金） 午後5時40分

3 出席委員（11人） ※番号は議席番号 ※欠員（2人）

2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 4番 萩原 和夫 5番 常見 淳

6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一 9番 佐野 景子

11番 山口 実 13番 高橋 建一 14番 本橋 トシエ

4 欠席農業委員（1人）

10番 吉岡 政広

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区、欠員（1人）

（平野）塚本 精一 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）原田 順一

（黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

【番号1から番号12：開発の許可見込みが出ておらず、審議見送り】

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 5 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

8 出席した農業委員会事務局、農政課職員（５人）

事務局長 吉田 浩樹
事務局 野村 知代
事務局 中里 幸雄
事務局 田嶋 諒大
農政課 岩崎 輝之

9 傍聴人（０人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和６年第５回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和６年４月２５日に開催いたしました令和６年第４回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、●●●●から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は１４名中１１名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、5名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第4号でございます。また、報告案件が、報告1から報告5までございます。

本日は、審議案件が大変多いことから時間短縮のため、各委員及び事務局からの説明等、簡潔にお願いしたいと存じます。ご理解、ご協力等よろしくお願いいたします。

それでは、順次議題に入らせていただきます。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第1号、新規設定の番号1から番号7につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

受人から電話にて経緯を伺ったところ、農地利用については水稻の作付けをするということでした。申請地は、元々、受人が耕作していた土地に隣接している土地で、一部は相対で借りていた所があるのですが、所有者が耕作できないということで、今回、正式に利用権設定をしたいということになりました。

現地は管理されており、水稻作付けには問題ない状況でした。

(議長)

ありがとうございます。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

番号1から番号5については、賃貸借ですが、物納ということで、10アールあたり米●●kgです。番号6、番号7については、使用貸借ということです。今まで耕作をしていなかった土地を使うということになりましたので、開墾費用等を相殺した上で、使用貸借にて

借りるとのことです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号3につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号4につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号5につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号6につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号8から番号13につきましては、関連がございますので、

併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

受人から電話にて、経緯と利用計画等を聞きました。農地利用については、転作組合によるそばの作付けをしている地帯です。隣接している土地で、新たにそばの作付けの協力をしていただける所有者との合意を得た畑について、新たに利用権を設定するものです。

土地の状況については、耕作等管理されており、問題ないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

転作組合さんによるそばの作付けを、昨年から実施しております。昨年、借りられなかった所、また、今年になって新たに区域を拡大できる所が全部で●●筆●●●●㎡、借り入れる見込みが立ったので、利用権設定を行うことになりました。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号8につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号9につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号9につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号10につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号11につきまして、承認することに賛成の方は、挙手

をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第１号、新規設定の番号１１につきましては、承認することといたします。

次に、議案第１号、新規設定の番号１２につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第１号、新規設定の番号１２につきましては、承認することといたします。

次に、議案第１号、新規設定の番号１３につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第１号、新規設定の番号１３につきましては、承認することといたします。

次に議案第１号、新規設定の番号１４につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

受人にはお会いできなかったのですが、きれいに管理されており、問題ないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらについては、これまでも利用権設定をしていた土地になります。期間が昨年１２月で満了になっており、その時に更新をせず、今回申請ということになったため、形の上では新規設定となっております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第１号、新規設定の番号１４につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第１号、新規設定の番号１４につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号15につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

場所は、●●●●田んぼの一角です。

従来から相対で行われていたものを、今年度からきちんと賃貸借契約を結んで利用するということになりました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号15につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号15につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号16につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

先日、受人にお話を伺ったところ、以前より相対で耕作している所で、今回、きちんとしようということで申請に至ったとのことでした。

補足として、備考欄に、●●●●円/10aとありますが、これは新堀土地改良区及び元荒川の賦課金を考慮した金額だそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第１号、新規設定の番号１６につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第１号、新規設定の番号１６につきましては、承認することといたします。

次に議案第１号、新規設定の番号１７と番号１８につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

以前は、渡人が●●●●などと提携し、葉野菜類をやっていた所ですが、渡人が急死され、ご家族が農地をどうするか迷っていました。番号１７と番号１８の渡人は親戚同士です。番号１８の渡人の友人が、ブルーベリーやみかんの栽培をしたいということで、貸すことにしたそうです。また、受人は、番号１８の渡人の友人だそうです。番号１８の渡人は、自宅近くで少しブルーベリー栽培をしているそうですが、現在、自宅でテレワークをされているそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんの方で説明していただいたとおりですが、ゆくゆくはブルーベリーやみかんの観光農園を開きたいと伺っております。果樹を栽培するということで、設定期間が２５年と長期にわたっているということです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号17につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号17につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号18につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号18につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号19と番号20につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

地目は田ですが、今は事実上、畑として使われています。

渡人からお話を伺いました。受人は、●●の方で店を持っていて、野菜を販売したりレストランを営んでいます。支店が●●にあるということで、●●●の方では既に土地を借りてやっているそうです。今回は、●●の2筆を借りて小麦を作り、小麦粉でパンを作るなどを計画しているそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

受人の会社が●●●にあるため、耕作はできるのかと質問をさせていただきましたところ実際に耕作される方は●●から来られるため、問題ないということです。また、小麦を作るための機械等につきましては、●●●内にお住まいの方が提供し、耕作の中心者になるということで、耕作はきちんとできると伺っております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

受人は、うちの近くの方なのですが、小麦は田に作られていて、今、枯れているような状態です。少し心配なのですが、どうでしょうか。

(委 員)

この2筆は、地目は田となっておりますが、実際には畑です。渡人は自分で野菜を作っていますので、耕作地については問題ないと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

受人は、どのような団体なのですか。

(委 員)

渡人のお話だと、土地を借りる上で埼玉県のあっせんを受けている農園です。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

利用権の期間が10年間ということで、ご心配だという発言もございました。現況畑にて小麦を作る上で、うまくいかなかったら、他の畑作用の作物に転換するというお考えもあるのでしょうか。他の畑作への転換の可能性があるならば、ご心配はある程度は解消されて、利用権の設定に値するのではないかと思います。また、農地を有効利用するという意味ではよいのではないかと思います。

(委 員)

懸念する問題でもないと思います。

(委 員)

農地を農地として利用する分には、よいのではないのでしょうか。

(議 長)

多くのご意見をいただきありがとうございます。

議案第1号、新規設定の番号19につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

多数賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号19につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号20につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

多数賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号20につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号21と番号22につきまして、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

現地を見たところ、耕作はしておらず、背丈の低い雑草が生えている状況です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

自宅の建築用地の隣接地にこの2筆はあります。それぞれが小さな筆で2筆合わせて●●●㎡となります。

私共が伺っておりますのは、ネギを中心とした露地野菜を作るということです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号21につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号21につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、新規設定の番号22につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号、新規設定の番号22につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち再設定である番号23から番号28につきましては、説明を省略させていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

なお、●●委員に關係する案件が含まれますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、議案第1号のうち再設定の番号23から番号28につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成でございます。

よって、議案第1号再設定の番号23から番号28につきましては、承認することといたします。●●委員は、入室をお願いいたします。

続きまして、議案書6ページ、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現地を確認した上で、渡人のお宅を訪問し、経緯等を伺いました。受人との関係ですが、受人の奥様と渡人の娘さんが親しい関係だということ、また、奥様がブルーベリーを栽培する農地を探していたこと、また、渡人も高齢となり、農地を管理することが難しいということで、贈与をすることに決めたそうです。

現地の状況については、2筆となっておりますが、1筆で管理されています。

●●からの通いでブルーベリーを作付けしたいということですが、奥様については、●●にご実家があるということで、管理等問題ないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

3条関係の補足説明資料をご覧ください。

全部効率利用要件については、5月7日に全て管理をされていることを確認済みです。

農作業常時従事要件については、ご本人は50日以上、奥様は50日以上、奥様のお母様は300日以上、お子様についてはそれぞれ50日以上ということで、年間150日以上となっております。

地域との調和要件については、現況畑、取得後の計画も畑となっております。

委員さんのお話にもあったように、作付けについては1種類だけではなく、その他にブドウやイチゴなどの果樹についても栽培したいと計画されています。ハウスのような形で、最終的には中で温度管理等ができる設備も導入したいと計画されているようです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

年齢は何歳くらいですか。

(委員)

渡人が●●歳くらいですので、お子さんは●●歳などでしょうか。詳しくは聞いておりません。

(事務局)

受人は●●歳、奥様は●●歳、奥様のお母様は●●歳、お子さんについては、●●歳、もう1人のお子さんは把握しておりません。

(議長)

何かございますか。

(委員)

受人は、農業をすることは初めてでしょうか。

(事務局)

新規で始められると伺っております。知人に農業者がいらっしゃるそうで、その方に手伝っていただくそうです。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書7ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

【補足】番号1から番号12：開発の許可見込みが出ておらず、審議見送り

【訂正】補足説明資料 5条関係3ページ 「給排水計画」:

(誤) 上水：東側●●●号線→(正) 上水：東側●●●号線

(誤) 雨水：地下式調整槽 →(正) 地下式貯留槽

(議 長)

次に議案書7ページから9ページの議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございますが、番号1から番号12の案件につきまして、開発の許可見込みが出ておりませんので、本日の審議は見送りとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

次に議案第3号、番号13につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

売買の話が約3年前からあり、地主さんは土地を持て余している状態だったため、すんなりと決まったそうです。今のところ、前回と変更はございません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

議案番号3号番号13になります。

農地性は、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

都市計画法34条12号指定区域につき、工場、倉庫または荷さばき場ということの農地になります。

目的は倉庫ということで、前回、計画変更で許可をいただいた所の、5条申請ということになります。

申請理由は、移転新設に伴い関東圏2拠点を統廃合し、関東一円の物流効率化を進め取扱量の拡大を目標とする計画の中で、今後の需要の更なる拡大に伴い在庫スペース不足解消を含めた自社用中継拠点の確保が必須であり、今回の申請地が最良の場所と判断した、ということです。

補足説明資料の5条関係6ページに、「計画変更しようとする理由の詳細」を付けてあります。4ページ公図の、青い部分が当初申請地で、農地以外も含みます。今回の申請地が、赤い部分ということになります。農地以外の6筆を含んだ土地の、倉庫の開発ということになります。

現地は、4月2日に確認しております。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は東側市道17号線より引き込む、雨水は地下式貯留槽及び調整池緑地に貯留し、西側市排水管に放流、汚水・雑排水は浄化槽処理後、西側市排水管に放流します。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

筆数と面積が分かりにくいです。●筆を合計すると●●●●㎡になります。さらに、事業計画の変更に伴って、●筆加えます。●筆の面積が●●●●㎡になると思います。

最初の●筆と●筆で、●筆になります。●筆の面積が、●●●●㎡になると思います。

補足説明資料の「その他」に、「●●●●●●から「承継者」●●●●●●の変更 事業計画(申請地)「当初」●●●●●●ー●他●筆」とありますが、農地の●筆とそれ以外の●筆としての●筆ではないでしょうか。それを計画変更して、●筆と書いてあり、計●●●●㎡と書いてあります。これはよいのですが、最初の農地以外は、関係ないということで、除外したのではないかと思います。しかし、そうすると筆数と面積を整理していくとわからなくなります。結果として、●筆を5条許可申請したことはわかります。途中の経過が分かりにくいので、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

前回、計画変更の申請があり、今回の申請面積は、●●●●㎡、全体面積との差が「その他」の下にある、農地以外●筆(雑種地、宅地、道路)●●●●㎡、合わせると、●●●●●●●●㎡が今回の5条の申請の全体面積です。筆数と面積の数がおかしいということですが、増えた筆数は●筆なのに面積が大きいのは、農地ではない筆が数筆あったため、増えた筆数のわりには面積が大きくなっています。今回のことはあくまでも、●筆の畑で、その他の●筆を含む●●●●●●●●㎡の5条申請になります。

図も、青い部分の●筆が農地、間にも脇にも農地以外の土地もありますので、農地の●筆を含む農地が●筆増えて、申請地は●筆ということです。

(委 員)

●筆はその他の6筆を含まないのですか。

(事務局)

農地●筆が、●●●●m²です。その他が全体面積で、●●●●m²です。

委員さんが言われたのは、当初の●筆に新たな筆が増え、全体で●筆になっているのではないか。今回増えた筆数は全体で●筆なのではないかということから、数字が合わないということによろしいでしょうか。

公図を見ていただくと、当初の計画地は青く囲った所で、●●●●－●の左脇に●●●●－●が道路の後退用地として大きな筆の脇に付いています。最初はこの道路の後退用地も含めて、●筆となっていました。その後、この道路後退用地については、市へ採納してしまいましたので、当初計画の筆数から道路後退用地分の●筆が減り、今回は、新規分の●筆を加え、●筆となったものです。

(委 員)

分かりました。

(議 長)

他に何かございますか。道路分も売買に含まれているのですか。

(事務局)

赤い中で、白く抜けている部分が全て市有地であり、市の公有財産処分審議会に諮った結果、市から現在の所有者へ払い下げしております。事業用地には含まれますが、農地ではないため、転用面積には含まれていません。

(議 長)

公有財産処分審議会の審議は終わっているのですね。

(事務局)

はい。公有財産処分審議会でも審議していただき、払い下げが決まり、市と購入される方で売買契約も済んで、全て手続きが終わっていることを確認しています。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号13につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号13につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号14につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

以前は、草が生い茂っておりましたが、昨日見に行ったところ、きれいに管理されておりました。事前着工等はされておられません。

工事用車両駐車場建設のためだそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

先ほどと同じ、農地性が第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

補足説明資料の8ページ上段案内図にあるように、以前、転用許可済みの青色の部分の倉庫の建設に必要な事務所と駐車場ということで、赤色で囲った部分が申請地となります。

緑の部分は以前、転用許可がされているのですが、地目が田のままです。今回の農地転用の農地には含まれず、一体利用になる土地になります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は農業集落排水に放流します。

委員さんのおっしゃる通り、少し草があったのですが、きれいにしていただいた日が5月7日の現地確認の日です。

●●●●—●(田)●●m²(転用許可済)と一体利用ということで、都市計画法34条12号指定区域内になります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

図面上青色で囲っている流通倉庫建設に絡む案件だと思います。既に許可を受けた地区内、工事現場の敷地内に、仮設事務所や通勤する作業員の方の駐車スペースが取れなかったため、近くにそういう用地を取得したいということで、一時転用の申請をしたと思います。

●●●●と●●●●の流通倉庫を作る予定だったと思います。●●●●の場合は、●●●●●●●の大株主です。そういった意味では、●●●●●●●が、流通倉庫の工事を請負うというのはよく理解できます。2年という工事期間がありますので、資金計画の中で建築費を見ると、立派な仮設事務所を作るのだと思います。駐車場も作るということで、駐車場が造成費に含まれるのだと思います。

許可要件には直接関係ないのですが、建築費は、仮設事務所以外の諸々も含んだ金額なのでしょうか。●●●●●●●が出した事業計画上、それがどういうものか分かれば教えてください。

(事務局)

見積の項目として、ユニットハウス、これが仮設事務所のことでしょうか、これがあります。この中に色々含まれるという詳細な明細があります。

倉庫の他にトイレ棟というものについての一式、駐車場には鉄板を敷くということで、それらの詳細な枚数等も積算されています。あとは、排水や浄化槽等の配管の明細、給排水の明細が見られます。倉庫が90㎡、作業棟がプレハブの2階のものが340㎡くらい、残りが車両のための鉄板、周囲のバリケードを張るという配置の利用となっています。

(委 員)

おそらく寝泊まりできる程度の建物だと思います。浴室もついていると思います。駐車場スペースはここだけではなくて、反対側の●●●ー●も駐車場として利用されています。おそらく●●●名単位で利用できる施設だと思います。

(事務局)

工事が進むと●●●台くらいのスペースが必要だということです。2年間の一時転用という申請になっています。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

この場合は、土地の賃貸借ですね。賃料等は資金計画に入っていないのでしょうか。

(事務局)

土地の使用料は、造成費の方に全体の23か月分ということで含まれています。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号、番号 1 4 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 3 号、番号 1 4 につきましては、承認することといたします。

この後の議案第 4 号につきましては、農政課に説明を求めるため、ここで、暫時休憩いたします。

－ 休 憩 －

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、議案書 1 2 ページ 議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

本議案は、許可承認案件ではなく、農業委員会からの意見を付するものでございます。

事務局からの議案朗読前に、農政課から議案の趣旨及び農用地区域から除外を行うことができる判断基準等につきまして説明をお願いします。

(農政課)

本日の議題は、令和 6 年 1 月に申し出のあった農用地区域からの除外 2 件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則に基づき、農業委員会の意見をいただくため審議をお願いするものです。

まず、配布資料について確認させていただきます。「令和 6 年 1 月申出分 農業振興地域整備計画の変更について」というものになります。1 枚目に農用地区域からの除外の目的、2 枚目に除外の運用における基準、3 枚目に除外の 6 要件について記載されたものをご用意しています。4 枚目以降が今回の対象案件の資料になります。

農用地区域から除外をするためには、基準や要件を満たした上で、なおかつ、関係法令に基づく許可等の見込みがあることが必要になります。

本日は、農用地区域からの除外をすることが適当であるか、農地転用許可の見込みがあるかについて、ご意見をいただければと思います。

なお、本日の審議をもって農用地区域からの除外の可否が決まるのではなく、法令に基づき、農業委員会、農業協同組合、土地改良区の意見をいただいた上で、県の機関である春日部農林振興センターと協議をし、農用地区域からの除外の可否が決定することとなります。

以上、よろしくお願いいたします。

(議 長)

それでは、議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

担当地区委員から説明をいただきました後、農政課からの補足説明を伺い、農業委員会事務局として何か意見があるか否か説明を受け、農業委員会としての意見をお諮りしたいと存じます。

それでは議案第4号、番号1につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

除外申出の経緯についてです。4名の土地所有者がいらっしゃいますが、その内の1名が農地を相続したものの、農地として利用できるような状況ではなく、また、耕作もするつもりもなく、さらに、草が伸び、木が生えて枝が邪魔だという苦情が多かったために、不動産屋の方をお願いをしていたそうです。今回、駐車場兼資材置場ということで、利用される事業者が見つかったため、隣接する土地を含め、申出になったとのことでした。

こちらの土地は、転作奨励金が出ていた頃には、農地として利用管理をしておりましたが、制度が変わってからは、いつのまにか近隣の方が無断で家庭菜園の利用をしたり、荒地地になってしまった状況でした。

現在、申出地は、資料に現況写真がございすように、草が生えたり、部分的に木が生えております。また、この中に不動産屋さんの看板が2枚あります。看板の内容については、畑を借用している方がいらっしゃいますので、使用中止と撤去を促している趣旨のものでございます。

現況写真に写っている車や物置等に関しては、現在は撤去されております。

この案件については、●●●に事業所があり、既に建設土木業を営んでいる●内の事業者が駐車場兼資材置場にするための除外申出となります。申出地は、道路、水路に接しており、隣接地は住宅地ですので、周辺農地の利用や利用集積等に支障を及ぼす恐れはないものと思います。

(議 長)

ありがとうございました。続いて農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

事案の補足説明をさせていただきます。本件は、建設業、土木業を営んでいる申出者が、●●●●の辺りや、●●●●など、市内数か所に設置している駐車場、資材置場を、業務効率化のために1か所に集約したいとの申出となります。

申出時点の図面では、対象地を舗装するなど決まっていなかったようにしたので、砂利敷きをするのであれば土留めの設置など、アスファルト舗装するのであれば、市の雨水基準に基づき、隣接農地へ雨水が流出しないよう対策を指示する予定です。

また、現地を確認したところ、一部に雑木も生えており、伐採した後の幹や枝も放置されている状況となりますので、これについては是正を求めるものです。

事案全体としては、添付資料のとおり、農用地区域からの除外をするための基準要件を概ね満たしていると考えます。

また、農業協同組合からは除外について、問題なしとの意見をいただいております。

なお、●●●●との間に新堀土地改良区に関する農業用排水路が存在しますが、新堀土地改良区に意見照会を行い、除外についてやむを得ないとの回答をいただいております。

農業委員会として問題がないか、意見を伺えればと思います。

(議長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

現在使用の資材置場及び駐車場をどのようにするか、申出敷地拡張が必要な具体的な理由とその根拠資料、それらについて確認をお願いしたいと思います。

現在使用している敷地及び申出後の敷地全体の利用配置について、具体的な使用区分ごとの寸法や数量等を記載した土地利用配置図。

現在の駐車場及び申出地の駐車場、それぞれの利用車両の所有者の車種の分かるものとして、車検証の写し、車種、ナンバーの一覧など。

申出農地が適正に管理されていない場合、農地として耕作可能な状態まで是正するという事で、今回、是正の必要な所有農地もあると思います。

現地の確認が容易にできるように、目印で囲うなど、申出農地の境界を明確にすること。

地盤の強度について、隣地管理者等と協議。公共下水道の接続について、下水道課との協議をお願いします。

転用の際には、申出時の確認資料等の提出を求めます。

土地利用計画図、境界をどうするのか、砂利敷き等を行うのか、置く予定の資材の種類、量、配置、寸法の記載、車種、配置、駐車スペース位置は、1台ずつを明記し寸法を記載すること。

資材置場の設置に係る資料は、現在使用している具体的な配置図、ストック量、配置を明記、写真、資材搬入計画を添付する。

駐車場等の配置による資料も様式があります。

現在使用している駐車場の配置図、写真。法人車両については、車検証、有効期限内のもので、所有者など本事業と整合性のあるもの。個人車両については、車種、ナンバーの分かる一覧表の添付。

申出を確実に使用できる見込みとして、売買契約等経費明細があれば、その書類の写しなど。

これらの資料を基に転用の見込みを判断いたします。

適正に実施されますように事業計画者と十分に協議をしていただき、変更の手続きをお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員、農政課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

土地所有者の●●●●さんは、相続で農地を受け継いだと思います。登記簿上は、お父さんのおじいさんが相続税の納税猶予を受けているのですが、それについては、財務省の抵当権が抹消されているため、農地転用に問題ないと考えてよいのでしょうか。

普通、納税猶予を受けると、農地の貸し借りや売買ができなくなるようですが、既に抵当権が抹消されているため、問題ないということでしょうか。

(農政課)

登記簿上は、抵当権の類は付いていないという扱いになっているため、問題はないようですが、ご指摘いただきましたので、改めて確認をお願いしようと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

現況写真のBに●●●の看板がありますが、これは●●●のある所の一部ですか。

(農政課)

今回の対象地については、●●●が緑のトラストというものに指定されている場所になるのですが、その指定範囲外となります。

おそらくこの看板は、上の方に矢印が確認できると思いますが、案内板がここに設置されているだけであり、この土地自体は●●●に関係しているものではございません。

(委 員)

隣接していて、ここからアクセスできる場所にあるということですか。

(農政課)

ここを通過して●●●●に行くことはできます。3 ページ前に申出地の地図が付いていますが、申出地の西側の道を通って●●●●へ行くことはできます。その関係の看板だと思います。

(委 員)

トラスト地の方に誘引していく手前になるのですか。

(農政地)

環境保全の場所の手前に、このような資材置場、駐車場を建てたいというお話なのですが、今回の申出自体は、●●●●に関してはみどり環境課にも稟議ということで意見照会を行っており、みどり環境課から意見が出ていない状況になります。

(委 員)

解体業者さんのようですが、市の方では、信用のある会社なのですか。

(農政課)

信用に値するか分かりかねますが、代表者の方は●●の●●●●●●●●沿いの●●●●●●、●●●●●●●●の近くにお住まいで、その関係で、●●●●●●の手前や●●●●●●の反対側、●●●の交差点近くに少しずつ事業を進めていく中で、分散したものを1か所にまとめたいという申出ですので、特に農政課として反対するという理由はないかと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

散らばっている今の資材置場等を、今後、どのように対応されるのか確認されますか。

(農政課)

そちらについては、現在、出されている申出書の中にはどうする予定か一切書かれていない状況です。来月、今回の総会で出た意見を踏まえて、書類の是正、補正を指導する予定なのですが、その中で既存のものについての問い合わせをしようと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

資料の配置計画図で、●●●●●●の方に入出入りするのか、脇の細い道路に入出入りするのか、分かれば教えてください。近隣に住宅地があるため、これだけの台数が入出入りすると危険なこともあるのではないかと思います、具体的な入出入りが分かれば教えてください。

(農政課)

現在、県道側から出入りをするのか、●●●●側から出入りをするのか、確認を行っておりませんので、確認をさせていただきます。

なお、現時点で、県道側は全て縁石で塞がれてしまっているため、仮に県道側から出入りをするとなった場合には、杉戸県道整備事務所という県の土木の部署と協議をしていただくこととなります。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

数年前にここで仕事をしたのですが、当時、ここは田でした。いつ頃、埋め立てになったのか、分かれば教えてください。

(委 員)

昭和40年代に、ここ一体を農地改良しました。農地改良をやったことによって、田が深くなってしまったため、田畑転換を試みた時期がありました。おそらくその時に、この辺が埋められてきたのではないのでしょうか。

(委 員)

昭和45年9月のようです。

(委 員)

隣に倉庫を作って、違反建築か何かで是正され、埋まった所が申出地のすぐ脇です。申出地と●●●●の間です。こちらについてはいかがですか。

(農政課)

そちらについては、農政課としては把握しておりません。

(議 長)

●●地区の委員さんの中で何かあればお話しをしていただければと思います。問題がなければ、是正を指導していただければと思います。

(委 員)

もし許可が下りたら、県道の方からの進入は難しいのではないかと思います。住宅地の方から入る場合、朝晩は交通量が激しく、登下校の生徒たちもいるため、心配です。保育園も反対側にあります。保育園の送り迎えの車もあります。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

仮に、申出地が産業廃棄物で埋められていた場合、産業廃棄物を撤去するのは、買った人と売った人の問題だけでよいのでしょうか。

(委 員)

基本的に、埋めた時に土地所有者と業者の中で契約をします。もし今回工事をして、産業廃棄物が出たのであれば、適正に処理してもらうには、市が行政指導としてやっていくべきだと思います。

(委 員)

当時、不法に産業廃棄物のようなものを投棄した場合、今は追及できないため、一番損をするのは地主さんで、土地の管理責任が発生します。仮に行政指導が出た場合、誰に指導するかです。

(事務局)

農地に残土を置かせてもらいたいという話があり、了承してそれが土砂であれ、産業廃棄物であれ、所有者と入れた人にそれぞれ撤去をする責任があります。大体、積んだ業者は逃げてしまいますので、最終的には所有者が処分しなければならなくなってしまいます。

よって、安易に土地を貸さないようにしていただければと思います。

また、業者によっては、何も言わずに勝手に土砂や産業廃棄物を投棄して逃げられてしまうという事例もあります。その時には持ち主に非がなく、実質的には被害者ですが、最後はご自身で撤去していただくということになってしまいますので、日ごろから注意をしていたきたいです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第4、番号1につきましては、ただ今の説明にもございましたが「申請地において、雑草・雑木等が生い茂っており、農地として是正を行うことを求めます。また、申請地の選定理由、資材量、駐車場台数の必要性等を加味した具体的な理由を含め計画の提示を求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1につきましては、「農地として是正を行うこと及び本件の必要性や状況について具体的な理由の提示を求めます。」という意見を付けることといたします。

次に議案第4号、番号2につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

土地の所有者、事業計画者を訪問し、経緯、事業計画等を伺いました。事業計画者については、プラスチック加工を行い、電気メーターなどを作っているということです。従業員の駐車場が足りず、近隣を探しましたが見つからなかったため、工場脇の畑の所有者と交渉した結果、同意を得られたということです。

場所については、駐車場に使った経緯もあったようですが、農政課の指導により是正され、きれいに管理された状態になっております。

最後のページに写真が付いていますが、このように耕運されています。

工場の脇にコンクリートの側溝蓋等が少し置いてありますが、農地としては問題ないと思います。

面積が●●●㎡と半端なのですが、元の工場敷地の除外できる割合があるということで、その範囲内の●●●㎡を●●台の駐車場とします。残った農地については、旗竿になりますが、農地としての利用は可能であり、周辺の農地にも影響はないと思われます。

(議長)

ありがとうございました。続いて農政課から補足説明をお願いします。

(農政課)

委員さんのご説明のとおりですが、面積について、申出地は、農業委員会事務局に代理人が調べに来た際に、今回の農地は1種農地で、新規の駐車場は農地転用できないことが分かりましたが、今回は、●●●●の本体部分がありますので、その場合は、既存敷地、本体部分の半分までの敷地拡張であれば、農地転用の可能性があるという回答もさせていただいているようです。

よって、既存敷地約●●●㎡の半分である、●●●㎡の敷地拡張の申出となっております。

こちらについても、先ほどの案件と同様に、対象地を砂利敷きするのか舗装するのか決まっておりますので、同様に指導する予定です。

こちらは、申出地と工場を挟んだ反対側に、来客用の駐車場として農地を違反転用している状況がありますので、これについては、是正を求めるものです。

事案全体としては、添付資料のとおり、農用地区域からの除外をする基準要件は概ね満たしていると考えております。また、農業協同組合からは除外について、問題なしとの意見をいただいております。農業委員会として問題ないか、ご意見をいただければと思います。

(議 長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

第1種農地となります。この場合、転用不許可の例外ということで、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る、となります。

従業員の駐車場ということですが、現在はどうしているのか。使用している場所がある場合、その場所をどうするのか。追加の場合、追加が必要な具体的な理由とその根拠について、確認をお願いします。

現在使用している敷地及び敷地拡張後の敷地全体の利用配置について、具体的な使用区分ごとの寸法や、数量等を記載した土地利用配置図。現在の駐車場及び敷地拡張後の駐車場、それぞれの利用車両の所有者や車種の分かるものとして、車検証の写し。車種、ナンバーの一覧表など。

敷地拡張する既存地（本地）と、拡張地が一体利用できること。現在、フェンスで仕切られておりますので、仕切られることなく行き来のできる状況にあること。

所有する全ての農地が適正に管理されていない場合、農地として耕作可能な状態まで是正すること。

今回は、是正の必要な土地があると思います。是正後の写真等で確認をお願いします。現地が容易に確認できるよう、目印等で囲うなど、農地範囲を明確にお願いします。

それら申出時の資料等、転用の際には、提出をお願いします。

境界をどのようにするのか、砂利敷き等を行うのか。車種、配置、駐車スペース位置を1台ずつ明記し、寸法を記載していただく。駐車場等の設置にかかる資料として、様式がありますので、それに則って、現在使っている駐車場の配置図、写真。法人所有車両の場合は、車検証の写し、有効期限内のもので、所有者など本事業と整合性のあるもの。個人車両は、車種、ナンバーのわかる一覧表。申出地を確実に使用できる見込みとして、賃貸借契約書の写し等、これらの資料を基に、転用の見込みを判断します。

転用が適切に実施されるよう、事業計画者と十分協議の上、変更の手続きを行ってください。

(議 長)

ただ今の担当地区委員、農政課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

第1種農地だということですが、第1種農地に工場が建っているということですか。

(事務局)

工場は農地に建っているわけではありません。

(委 員)

除外面積を●●●㎡にするのは、少ないのではないのでしょうか。

(農政課)

こちらについては、農地法の括りとして、農地の区分によって土地ごとに判断しております。農地法の関係で第1種農地の場合は、既存敷地からの拡張でないと農地転用の可能性がないということで、農地転用の見込みのある面積の除外の申出となっております。

(事務局)

農業振興地域内ということで、まず除外をしなければなりません。第1種農地は基本的に農地転用ができない土地です。例外として、敷地拡張であれば可能です。既存地の1／2を超えない面積のみです。●●●㎡はその農地転用の見込みがある最大面積です。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

土地所有者は、現時点では違反等はないということですね。

(農政課)

所有者は、今回の申請地と、道路を挟んだ反対側の●●－●をお持ちですが、違反はないと思います。工場の反対側に違反転用した土地の所有者は別の方です。

農業委員会で現場を見た際、所有者の持っている土地には違反転用ではなく、単純に管理が行き届いておらず、山林化していると思われる土地がありましたが、こちらについては農業委員会の意見として指導の対象となるかと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第4号、番号2につきましては、「現在、車両がどこでどのように駐車・保管されているのかなどを含め計画の提示を求めます。

また、農地に土木資材が置かれているので適正管理を求めます。それから、敷地拡張後の敷地全体の利用配置について、具体的な使用区分ごとの寸法等を記載した計画の提示を求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号2につきましては、「農地の適正管理を行うこと及び本件の必要性や状況について具体的な理由の提示を求めます。」という意見を付けることといたします。

農政課職員は、これで退室いたします。説明ありがとうございました。

以上で、本日の議案は終了いたします。

それでは、議案書13ページ以降の 報告1から報告5につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告5、議案書朗読 —

前回、令和6年度の目標を承認していただきましたが、今回は、令和5年度の結果についてとなります。

令和5年度の結果が、資料の黄色で塗られている所です。

2ページ目、③実績について、新規集積面積が43ha、累計で186.5ha、目標に対する達成状況が94.2%となります。

次のページ、遊休農地の解消についてです。③実績について、緑区分については、遊休農地の解消実績面積は、5.72ha、目標に対する達成状況は、57.2%です。

農地パトロールで皆様が地図に塗っていただいたものから集計した結果がまとまっています。

次のページは、新規参入の促進の結果になります。令和5年度については、参入経営体数が4経営体となっており、4経営体の取得面積が約1haとなります。

次のページ一番下に、推進委員等の評価、結果とあります。令和5年度の農業委員さん、推進委員さんの最適化活動の日数から、算定させていただきました。

令和5年度は、最適化目標の日数を10日に設定しており、委員さんの平均値を取ったところ、月に4.25日となっております。10日に対して4.25日なので、活動日数としては、目標を達成していない、という結果になります。

これらの総合的な結果として、目標に対して期待をやや下回る結果となっております。

令和6年度は、目標日数を7日に設定しておりますので、月に3日程多く活動していただけると、目標達成ということになります。農地パトロールや見回りも最適化活動になりますので、記録ノートに書いていただければと思います。

(議長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

委員皆様の慎重なる審査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、事務局の方から「その他」として何かありますか。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —